

令和 7 年第 2 回南幌町議会定例会議事日程

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 例月出納検査結果報告	
		3 南幌町議会報告懇談会実施報告	
		4 南幌町議会評価提言者会議報告	
		5 町長一般行政報告	
4		一般質問	
5	報告第 3 号	南幌町議会まちづくり特別委員会中間報告について	
6	議案第 3 5 号	令和 7 年度南幌町一般会計補正予算（第 1 号）	
7	議案第 3 6 号	令和 7 年度南幌町下水道事業会計補正予算 （第 1 号）	
8	議案第 3 7 号	工事請負契約について（小学校改修工事（機械設備 工事））	
9	議案第 3 8 号	工事請負契約について（小学校改修工事（電気設備 工事））	
1 0	議案第 3 9 号	財産の取得について（南幌町立学校給食センター管 理用備品更新）	
1 1	議案第 4 0 号	南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例制定について	
1 2	議案第 4 1 号	南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定について	
1 3	議案第 4 2 号	町道路線の変更について	
1 4	報告第 4 号	令和 6 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて	
1 5	発議第 7 号	南幌町議会ハラスメント防止条例制定について	
1 6	発議第 8 号	議員の派遣承認について	

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1 7	発議第 9 号	総務常任委員会、産業経經常任委員会、議会運営委員会 所管事務調査について	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
5 月	7 日	第 2 回議会臨時会を開催した。
同	日	総務常任委員会を開催した。
同	日	産業経済常任委員会を開催した。
同	日	議会運営委員会を開催した。
同	日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
同	日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
1 3 日		議会運営委員会所管事務調査を実施した。
同	日	斜里町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
1 4 日		長崎県町村議会議長会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
2 1 日		全員協議会を開催した。
2 3 日		長幌上水道企業団議会臨時会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
同	日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
27~28 日		全国町村議会議長会主催議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長出席した。
2 9 日		南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
同	日	議会運営委員会を開催した。
6 月	4 日	議会運営委員会を開催した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和7年5月15日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和7年6月11日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和 7 年 5 月 1 5 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 7 年 5 月 1 5 日に執行した令和 7 年 4 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 7 年 4 月 3 0 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 7 年 5 月 1 5 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和7年4月30日現在 (単位:円)

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高	
	前月までの受高		本 月 中 受 高		前月までの払高		本 月 中 払 高			金 額	金 額		
	金	額	金	額	金	額	金	額					
一 般 会 計	8,039,441,223		191,317,022		7,568,424,309		276,405,089		385,928,847			1,525,928,847	
	968,108,806		49,362,541		924,597,263		55,972,400		36,901,684	一般会計より	40,000,000		△ 3,098,316
	882,145,600		△ 794,600		800,561,758		69,025,897		11,763,345	一般会計より	0		11,763,345
	135,191,632		1,661,100		133,852,109		2,393,534		607,089	一般会計より	0		607,089
	491,427,820		0		456,848,365		34,579,455		0		0		0
合 計	10,516,315,081		241,546,063		9,884,283,804		438,376,375		435,200,965		△ 1,100,000,000	1,535,200,965	
一 時 借 入 金	借 入 先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	蔵 計 現 金 の 保 管	金 額		
	南 幌 町 農 協			財 政 調 整 基 金		農 業 支 援 対 策 基 金				現 金 (つ り 銭)			
	空 知 信 金			減 債 基 金		ふ る さ と 応 援 基 金				信 金 定 期 預 金			
				教 育 振 興 基 金		森 林 環 境 譲 与 税 基 金				農 協 定 期 預 金			
				地 域 福 祉 振 興 基 金		消 防 防 災 対 策 基 金				農 協 普 通 預 金		435,200,965	
				南 幌 温 泉 ハ ー ト & ハ ー ト 基 金		国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 金 計 基 金							
				中 山 間 , ふ る さ と 水 と 土 保 全 基 金		介 護 給 付 費 等 準 備 基 金							
合 計		0						合 計		合 計		435,200,965	

令和6年度

下水道事業会計

令和7年4月30日現在 (単位:円)

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高			
	前月までの受高		本 月 中 受 高		累 計		前月までの払高			本 月 中 払 高			累 計		
	金 額	基 礎 的 保 管 金	名 称	金 額	金 額	名 称	金 額	金 額		名 称	金 額				
借 入															
南幌町農協															
計															

令和6年度

病院事業会計

令和7年4月30日現在 (単位:円)

区分	歳入				歳出				残高	一時借入・会計間流・充用額		実残高	
	前月までの受高		本月中受高		前月までの払高		本月中払高			累計	区分		金額
	金	額	名称	金額	名称	金額	名称	金額					
病院事業(預金)			0				0					0	
病院事業(現金)			0				0					0	
病院事業(預り金)			0				0					0	
計	0		0		0		0		0			0	
借入金	金	額	基礎の	名称	金額	名称	金額	現在の歳入の	区分	金額	区分	金額	
			保管					保	信金		現金		
			金					管	信金		台		
空知信金			0			合計		計	信金	定期	預金		
計												0	

令和7年度

現金出納状況

令和7年4月30日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流充用額		実 残 高		
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計		会 計 名	金 額			
	歳 入	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称		金 額	金 額			
一 般 会 計 国 保 会 計 介護保険会計 後期高齢者会計 歳入歳出外 合 計												
			638,985,712	638,985,712			285,912,651	285,912,651	353,073,061		354,973,061	
			10,042,818	10,042,818			10,002,254	10,002,254	40,564	一般会計より	△ 359,436	
			29,392,600	29,392,600			2,142,125	2,142,125	27,250,475	一般会計より	27,250,475	
			1,541,000	1,541,000			1,493,000	1,493,000	48,000	一般会計より	△ 1,452,000	
			76,014,173	76,014,173			24,264,006	24,264,006	51,750,167		51,750,167	
		755,976,303	755,976,303	0	323,814,036	323,814,036	432,162,267	0	432,162,267			
一 時 借 入 金	借 入 先	金 額	基 金 の 保 管			名 称	金 額	名 称	金 額	歳 計 現 金 の 保 管	現 金 (つ り 銭)	175,000
	南 幌 町 農 協		財 政 調 整 基 金	256,791,524	農 業 支 援 対 策 基 金		872,662			信 金 定 期 預 金	10,577,400	
	空 知 信 金		減 債 基 金	192,831,190	ふ る さ と 応 援 基 金		233,128,603			農 協 定 期 預 金	6,801,200	
			教 育 振 興 基 金	3,760,460	森 林 環 境 譲 与 税 基 金		2,820,692			農 協 普 通 預 金	414,608,667	
			地 域 福 祉 振 興 基 金	13,316,241	消 防 防 災 対 策 基 金		10,000,000					
			南 幌 温 泉 ハ ー ト & ハ ー ト 基 金	49,623,809	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 基 金		135,180,796					
合 計		0	中山間、ふるさと水と土保全基金	10,671,315	介護給付費等準備基金		97,868,923	合 計	1,006,866,215	合 計	432,162,267	

令和7年度

下水道事業会計

令和7年4月30日現在 (単位:円)

区 分	歳 入				歳 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計	区 分			金 額		
							区 分	金 額				
下水道事業（預金）		56,377,091	56,377,091		43,529,958	43,529,958			12,847,133			12,847,133
下水道事業（現金）		0			0				0			0
下水道事業（預り金）		0			0				0			0
計	0	56,377,091	56,377,091	0	43,529,958	43,529,958			12,847,133			12,847,133
借入先	基の保	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額	金 額
南幌町農協						農協普通預金		農協普通預金		現 金		0
計	0			合 計		農協定期預金		農協定期預金	0	合 計		12,847,133

令和7年度

病院事業会計

令和7年4月30日現在 (単位:円)

区 分	入 入				出 出				残 高	一時借入・会計間流・充用額		実 残 高
	歳 入		歳 出		歳 入		歳 出			区 分	金 額	
	前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計	前月までの受高	本 月 中 受 高				累 計
病院事業（預金）		576,055,392	576,055,392		55,419,873	55,419,873						520,635,519
病院事業（現金）		70,000	70,000		0	0						70,000
病院事業（預り金）		8,349,199	8,349,199		5,598,539	5,598,539						2,750,660
計	0	584,474,591	584,474,591	0	61,018,412	61,018,412						523,456,179
借入先	基の保	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額	金 額	金 額	金 額
空知信金						信金普通預金	373,386,179	現 台	金 計	金 計	金 計	金 計
計	0			合 計		信金定期預金	150,000,000					523,456,179

諸般報告 3

南幌町議会報告懇談会実施報告について

南幌町議会報告懇談会実施結果について、令和7年4月28日付けをもって別紙のとおり南幌町議会まちづくり特別委員長から報告があったので報告する。

令和7年6月11日提出

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和7年4月28日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町議会まちづくり特別委員会
委員長 西 股 裕 司

南幌町議会報告懇談会実施報告

令和6年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。

記

1 実施日程及び場所

令和6年11月17日(日)	14時00分から	保健福祉総合センター
	16時00分から	夕張太ふれあい館
令和7年2月24日(祝)	14時00分から	保健福祉総合センター

2 実施内容

日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に開催した。

議会の動きや町の情報、各委員会活動報告を行った。

3 実施結果

延べ50名の町民の参加をいただき、活発な意見交換を行った。

参加者にはアンケート調査を実施し、町民から出された意見や要望等は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。

4 まとめ

今後も議会基本条例に基づき、引き続き、幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。

諸般報告 4

南幌町議会評価提言者会議報告について

南幌町議会評価提言者会議結果について、令和7年3月17日付けをもって別紙のとおり議会運営委員長から報告があったので報告する。

令和7年6月11日提出

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和7年3月17日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子

南幌町議会評価提言者会議報告

南幌町議会基本条例（令和2年南幌町条例第27号）では、「議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会の実現を目指すこと」を目的としています。

南幌町議会が目指すのは、議員の資質向上及び議会活動を支える体制の整備等を定めることで、町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会の実現のため、議会評価提言者会議を実施したので、その概要を次のとおり報告します。

記

1 実施日程及び場所

令和5年9月28日（木）	15時00分から	南幌町役場
令和6年9月17日（火）	15時30分から	南幌町役場
令和7年2月25日（火）	15時00分から	南幌町役場

2 実施内容

南幌町議会基本条例第15条第1項「提言者の協力」に基づき、外部から議会を評価し、提言を求めるため、令和5年8月に南幌町議会評価提言者を公募したところ6名の応募があったことから、選考審査により提言者に選任することを決定、同年9月に委嘱状を交付し、2年の任期において、3回の評価提言者会議を実施した。

3 実施結果

令和5年度及び令和6年度の評価シートによる議会評価と本会議や委員会の傍聴などを通じた議会改革及び議会活性化などについて外部から見た提言を受けた。

4 まとめ

議会評価と提言を真摯に受けとめ、更なる議会の改革及び活性化を図り、引き続き、議会評価提言者による議会評価の取組を推進する。

今後も町民との協働のもと、鋭意、まちづくりに取り組むとともに、町民の期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、不断の努力により議会の機能をさらに高めていくものである。

報告第3号

南幌町議会まちづくり特別委員会中間報告について

このことについて、令和7年5月29日付けをもって別紙のとおり南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より中間報告の提出があったので報告する。

令和7年6月11日提出

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和7年5月29日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町議会まちづくり特別委員会
委員長 西 股 裕 司

南幌町議会まちづくり特別委員会中間報告について

令和5年第2回南幌町議会定例会において設置された本委員会において、別紙のとおり中間報告を作成しましたので報告します。

令和5年度～令和6年度

まちづくり特別委員会中間報告書

令和7年5月

南幌町議会まちづくり特別委員会

中間報告の概要

南幌町議会まちづくり特別委員会は、南幌町及び南幌町議会の現状と今後のあり方について、総合的な調査研究を行うため、令和5年第2回南幌町議会定例会において設置された特別委員会である。

本委員会では、「開かれた議会」を目標に、議会運営の見直しを図るなど議会改革を推進するため、南幌町議会基本条例の検証や南幌町議会委員会条例の一部改正、南幌町議会マニフェストの制定など、議会及び議員の活動原則を基本に町民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていく活動に取り組んでいる。

また、「議会報告懇談会」や「議員としゃべり場」の開催、南幌町議会に関するアンケート調査の実施など、町民の意見、要望を聞く機会の充実に図り、町民と身近な議会づくりにも取り組んでいる。

南幌町の現状は、北海道及び北海道住宅供給公社と連携した「きた住まいるヴィレッジ」の展開や「子育て住宅建築費助成事業」、各種子育て支援事業の実施により、「南幌ニュータウンみどり野」の分譲促進が図られ、子育て世代の移住が進み、人口の増加傾向が継続している。

今後は、南幌工業団地の完売により、現在、準工業用地「南幌流通団地」の造成が進められ、予約分譲受付が開始されているが、町民の雇用確保に繋がる企業誘致に積極的に取り組んでいただきたいと考える。

子ども室内遊戯施設「はれっば」の開業により、中央公園を中心にまちの賑わいが生まれてきている一方で、町内商工関係では老舗店舗が相次ぎ閉店している状況である。

これまで、取り組んできた成果が途切れることがないよう、町と議会が将来を見据えたまちづくりに真摯に取り組むため、後期の委員会活動に向けた指針となるまとめを中間報告として提出する。

議会が目指すまちづくりの理念

- 町民の生活環境を改善し安全安心なまちづくりへの取組
- 地域特有の魅力を見つけ出し最大限に活かす取組
- 町保有の施設や建物などの資源を検証し活用する取組

議会の姿勢 ～開かれた議会を目指します～ 3つの重点項目

- 議会の見える化 ⇒ 各委員会活動の透明化を図る。
- 身近な議会活動 ⇒ 主権者教育を推進する。
- 情報発信の拡充 ⇒ 議会ホームページの充実に取り組む。

議会の目指すまちづくり

1 地域特性と現状を認識したまちづくり

(1) 企業誘致の活動の更なる推進

南幌工業団地が完売し、新たな南幌流通団地の造成が進み、分譲予約が始まっている。町民雇用の創出とともに、道央圏として更なる発展が期待されることから、積極的に企業誘致をしていく必要がある。

(2) オンデマンド交通

オンデマンド交通として運行を始めた「あいるーと」は、高齢者を中心に好評を得ているが、今以上のサービスを求める声があり、利便性を高める対応を検討する必要がある。

(3) 産業の振興

①農業振興

- 土地改良事業については、国に対して補助事業の継続を要請する。
- 次世代の農業を担うため、新規就農支援対策事業による農業後継者の育成に取り組む必要がある。

②商業振興

- 人口増加により新規の商業者が増えてきたが、中心市街地の老舗商店が相次いで廃業しており、これらの空き店舗の利活用への支援が必要である。
- 新たに食品スーパーが開業したことで、他の商工業者と連携して商店街活性化に取り組む必要があると考える。

③観光振興

- 南幌温泉大規模改修工事では、客室の洋室化、新館をサウナ専用にするなど大幅にリニューアルを行っている。利用者増加につなげていく努力が必要である。
- 南幌温泉周辺の整備を行い、集客につなげることを期待している。
- 子ども室内遊戯施設「はれっぱ」は開業して2年が経過し、南幌町の知名度向上に大きく貢献している。隣接する中央公園の利用者も増え、子育て支援政策にも役立っている。今後の更なる利用者拡大のための運営を望む。

(4) 環境の整備

- 道央圏連絡道路中樹林道路の開通により利便性は高まっているが、今後の南幌・長沼間の早期整備を要請する必要がある。

2 安心できる環境のまちづくり

(1) 環境・衛生

- 道路、橋梁、公園等の老朽化するインフラ整備のメンテナンスサイクルを確立し、安全安心なまちづくりに努める。
- 移住定住政策は、道住宅供給公社との連携により良い効果が出ているが、町として継続して取り組む方策を検討する。
- 防災計画に基づく防災備蓄品、避難所の点検を注視していく。
- 防災の在り方を検討し、避難所指定を検証する。
- 空地の雑草除去に関する現地調査の実施、検証する。
- 町内会のごみ集積場の環境の整備を検証する。

3 町民一人ひとりが健康に暮らすまちづくり

(1) 学校教育

- 小中一貫教育が実施されることから今後の取組を注視する。
- 公設学習塾の活用と学力向上に向けた取組について調査する。
- 姉妹町との児童交流の継続を推進する。

(2) 社会教育

- 文化・スポーツ活動の発展について課題を検証する。
- 各種事業への参加者の増加を図る取組について検証する。
- 歴史文化を継承するため、生涯学習の促進に向けた取組を検証する。

4 将来を見据えた福祉・医療・介護の充実に向けた取組

(1) 少子化対策

- 保育園、認定こども園の待機児童が発生しない体制づくりについて協議する。
- 保育士の確保は転入された方への聞き取り等で、有資格者への働きかけを検証する。
- 出生率の向上を目指した新たな事業について検討する。

(2) 高齢者対策

- 高齢者のごみ出し支援体制づくりの構築を図る。
- 高齢者安否確認システムの導入効果を検証する。
- 地域のカフェサロンの運営状況を検証する。

(3) 地域医療及び町立病院

- 病院経営状況の報告により経営状況の把握に努める。
- かかりつけ医、訪問診療の取組を検証する。
- 特定健診、がん検診への検診率を高める取組について検証する。

5 持続可能な行政運営によるまちづくり

(1) 財政推計

- 公共施設(建築物)、道路や橋梁のインフラ施設の改修など、投資的経費の増加への対応が大きな課題となっている。限られた財源の効率的・効果的な活用による財政基盤の確立に向け注視していく。

6 信頼される議会によるまちづくり

(1) 町民にわかりやすい議会

- 議会からの情報発信では、本会議や委員会の審議内容を中心に「議会だより」に掲載するとともに、会議録等を議会ホームページにて公開する。

(2) 町民が参加する議会

- 議会報告懇談会や議員としゃべり場等を開催し、議会の活動状況や町の状況を報告するとともに、要望や意見を伺う機会を設ける。
- 継続的に議会改革に取り組むため議会評価提言者からの議会評価や提言を受ける。

中間報告のまとめ

本委員会は、南幌町議会基本条例をはじめとする議会関連条例の制定及び改正に取り組んでいる。議員のなり手不足、町議会議員選挙における投票率の低下については分科会を設置し議論を重ね、問題解決に向けた取組を計画し、一部の取組を行っている。後期２年で、残された諸課題の解決に向けた取組を実施する。

美園・東町地区の住宅団地の分譲が順調に進んでいることにより、南幌町の人口は増加している。特に子育て世代にターゲットを絞った分譲が功を奏し、子どもが増加し、保育所や小中学校の児童生徒数に影響を及ぼしてきていることから、「住んでいて良かった」と皆が実感できるまちにするために、これからも諸課題について、議論していかなければならないと考える。

町議会は開かれた議会を目指し、報告懇談会やしゃべり場の開催及びアンケート調査、議会だよりなどを通じた情報の提供等を行い、ご意見・ご要望を聴取し、これからもより良いまちづくりのための活動に取り組む。

以上、南幌町議会まちづくり特別委員会の中間報告書を議会の総意として報告する。

議案第 37 号

工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

小学校改修工事（機械設備工事）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金 135,300,000 円也

（内消費税及び地方消費税の額 12,300,000 円）

4 契約の相手方

池田・境特定建設工事共同企業体

代表者 札幌市北区北 12 条西 3 丁目 2 番 20 号

池田煖房工業株式会社

代表取締役社長 池 田 薫

構成員 空知郡南幌町元町 3 丁目 1 番 12 号

有限会社境設備配管

代表取締役 境 憲 明

参考

工期 契約締結日より令和 8 年 6 月 30 日まで

議案第 38 号

工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

小学校改修工事（電気設備工事）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金 149,600,000 円也

（内消費税及び地方消費税の額 13,600,000 円）

4 契約の相手方

空知郡南幌町北町4丁目8番4号

鳥山電気工事株式会社南幌営業所

所長 半 沢 恒 平

参考

工期 契約締結日より令和8年3月31日まで

議案第 39 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、財産の取得について次のとおり契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 取得の目的

南幌町立学校給食センター管理用備品更新

2 取得する財産

名 称	食器食缶システム洗浄機
数 量	1 台

3 取得の方法

北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡

4 取得金額

金 35,068,000 円也
(内消費税及び地方消費税の額 3,188,000 円)

5 取得の相手方

札幌市中央区北 4 条西 6 丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚 野 孝 夫

6 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方

札幌市豊平区美園 2 条 6 丁目 3 番 14 号
日本調理機株式会社北海道支店
支店長 小笠原 享

参考

納期 契約締結日より令和7年8月31日まで

議案第 4 0 号

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年南幌町条例第 1 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- （2） 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全

てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 4 1 号

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年南幌町条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「該特定地域型保育事業者」を「当該特定地域型保育事業者」に、「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育型B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- （2） 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 4 2 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次の町道路線を変更するため、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

整理 番号	新旧 の別	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
9	旧	南 1 4 線	南幌町 8 2 6 番 1 0 （夕張川）	南幌町 3 6 3 番 1 （千歳川）	
	新		南幌町 8 2 6 番 1 0 （夕張川）	南幌町 8 6 7 番 7 地先 （千歳川）	
1 2	旧	南 1 7 線	南幌町 1 4 9 3 番 （旧夕張川）	南幌町 2 2 7 0 番 4 （旧夕張川）	
	新		南幌町 1 4 9 3 番 （旧夕張川）	南幌町 2 2 7 0 番 5 地 先（旧夕張川）	
3 9	旧	西 2 2 号	南幌町 3 4 3 番 1 （南 1 2 線交点）	南幌町 1 3 3 4 番 1 4 （旧夕張川）	
	新		南幌町 3 4 3 番 1 （南 1 2 線交点）	南幌町 2 2 4 9 番 7 地 先（旧夕張川）	

提案理由

石狩川改修工事のうち、南幌築堤工事及び旧夕張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として必要となるため、本案を提案するものである。

報告第4号

令和6年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告する。

令和7年6月11日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

発議第 7 号

南幌町議会ハラスメント防止条例制定について

南幌町議会ハラスメント防止条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出
南幌町議会運営委員会
委員長 佐 藤 妙 子

記

南幌町議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、南幌町議会議員（以下「議員」という。）が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、南幌町議会（以下「議会」という。）及び議員としての役割を十分に発揮するため、議員による議員の地位を利用した、南幌町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、議員個人と職員としての尊厳が尊重され、良好な職場環境を確保することで町政の効率的な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的若しくは性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、誹謗中傷、風評等により相手の人権を侵害し、又は不快にさせる行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）その他町の職務に従事する全ての職員をいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる行為を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を

指摘し、解決するよう努めるとともに、当該事態を議長に報告しなければならない。

（議長の責務）

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、前条第3項に規定する報告を受けた場合又は議員若しくは職員からハラスメントの相談及び申出を受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（事実関係の把握）

第5条 議長は、第3条第3項に規定する報告又は前条に規定する相談及び申出を受けた場合は、当該事案の事実関係の把握に向け努めなければならない。

2 議長は、前項の規定により事実関係の把握に向け努めた結果、結論に至らない場合は、南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号）第6条に規定する審査会に審査を付託することができる。

（対応措置）

第6条 議長は、前条の規定によりハラスメント行為があったことを確認した場合は、速やかに当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するとともに、当該議員に対し指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

（研修等）

第7条 議会は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等の実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（議長職務の代行）

第9条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南幌町議会議員政治倫理条例の一部改正)

2 南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、ハラスメント（南幌町議会ハラスメント防止条例（令和7年南幌町条例第 号）第2条第1項に規定するハラスメントをいう。）に関しては、南幌町議会ハラスメント防止条例を遵守しなければならない。

提案理由

議員が互いの人格を尊重することにより、議員による議員及び職員に対するあらゆるハラスメントの防止及び根絶を決意するため、本案を提案するものである。

発議第 8 号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 目 的 | 空知町村議会議長会主催議員研修会出席のため |
| 2 | 期 日 | 令和 7 年 7 月 1 6 日 |
| 3 | 場 所 | 妹背牛町 |
| 4 | 派遣人員 | 1 1 名 |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和 7 年 6 月 1 1 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第 9 号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長
より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求め
る。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和7年6月4日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 家 塚 雅 人

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 調査事項 | 総務常任委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年7月1日
至：令和7年9月30日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年6月4日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 調査事項 | 産業経済常任委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年7月1日
至：令和7年9月30日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年6月4日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 調査事項 | 議会運営委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年7月1日
至：令和7年9月30日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

